

第40回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成29年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

大阪市北区堂島一丁目5番25号
ホテル エルセラーン大阪 5階

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

株主懇親会中止のお知らせ

株主総会終了後、例年開催しておりました株主懇親会ですが、株主様の安全を鑑み、昨年に引き続き開催いたしませんこと、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

おなかいっぱい幸せを

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
イトアンド株式会社は、2016年で創立40周年を迎えることができました。
これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物と、重ねて御礼申し上げます。

第40期の節目を迎え当事業年度より連結決算を開始いたしました。
株主の皆様の期待に沿えるよう、より一層イトアンドグループ一丸となって、
さらに新たなステージへとステップアップしてまいります。

株主の皆様には、これまで以上のご指導とご鞭撻をいただきますよう、
心よりお願い申し上げます。

取締役社長 文野 直樹



EAT & Way

Our Mission

時代の変化を的確にとらえ
夢と楽しさと命の輝きを大切に
食文化の創造を通して
お客様と全てのステークホルダーの
幸福を創造するために当社は存在します。

Our Products

食べるというのは生きるという行為そのものであり、純粹な喜びです。どこで誰と何を食べるか、というのは、ときに自分らしさを確認したり、自分にご褒美をあたえたり、気分を高めることもできるのです。
つまり、私たちのビジネスは、食品を提供するだけではないのです。お客様の様々な食のシーンで、「人生の彩りを提供すること」なのです。

Compliance Policy

透明性の確保

私たちは、社内外の関係するすべての方々と健全な関係を維持するとともに、適時適切な企業情報を開示し、経営の透明性を確保します。

人権の尊重・ 快適な職場環境

私たちは、人権の大切さを理解し、一人一人の人権を尊重するとともに、安全・衛生で働きやすい職場環境を創造します。

コンプライアンス体制の 構築

私たちは、各種法令、社会規範そして社内規程を遵守し、社会の良識に沿った公正で誠実な企業活動を行います。

反社会的勢力への対応

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体に対して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

地球環境保全・ 社会貢献活動の実践

私たちは、地球環境保全に積極的に取り組み、また地域社会の一員として積極的に社会貢献活動を行います。

情報の管理

私たちは、お客様や取引先様からの情報を適切に管理し、機密情報ならびに個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。

説明責任の実践

私たちは、本指針に反する事態が発生したときは、速やかに原因究明と再発防止に努め、的確な情報の公開と説明責任を遂行します。

証券コード 2882

平成29年6月12日

大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

イトアンド株式会社

取締役社長 文野直樹

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成29年6月27日（火曜日）午後6時まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	平成29年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
場 所	大阪市北区堂島一丁目5番25号 ホテル エルセラーン大阪 5階 ※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
目的事項	報告事項 1. 第40期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第40期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
	第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
	第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
(1) 連結計算書類の連結注記表 (2) 計算書類の個別注記表
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主懇親会中止のお知らせ

株主総会終了後、例年開催しておりました株主懇親会ですが、株主様の安全を鑑み、昨年に引き続き開催いたしませんこと、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.eat-and.jp/>

議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成29年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙を郵送する場合



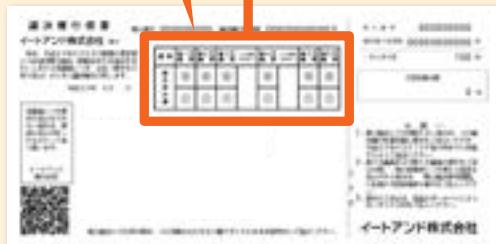
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご返送ください。

行使期限

平成29年6月27日（火曜日）
午後6時 までに到着

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに各議案の賛否をご記入ください。



第1号議案・第2号議案・第5号議案・第6号議案

- 賛成の場合………【賛】の欄に○印
- 否認の場合………【否】の欄に○印

第3号議案・第4号議案

- 全員賛成の場合…【賛】の欄に○印
- 全員否認の場合…【否】の欄に○印
- 一部の候補者を…【賛】の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

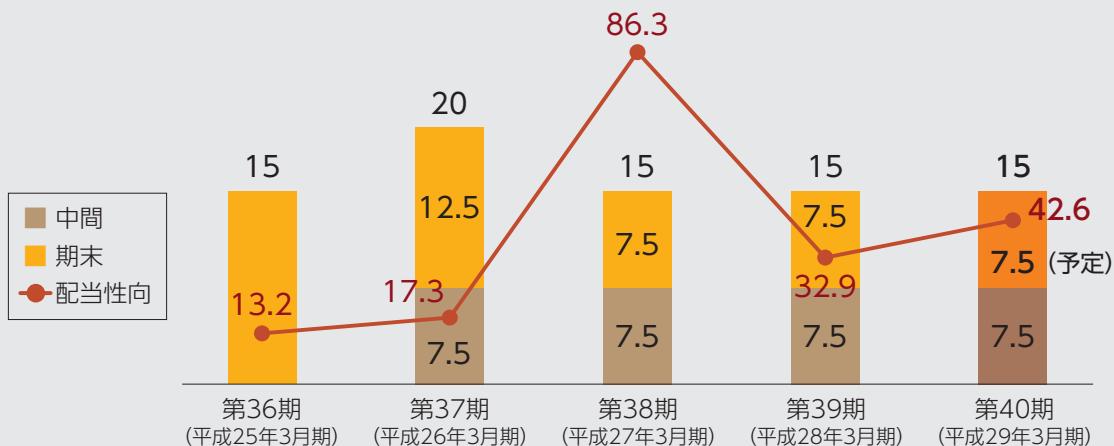
第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第40期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は33,261,653円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年6月29日といたしたいと存じます。

ご参考 1株当たり配当金(円)と配当性向の推移(%)



※第37期期末配当金の内訳は、普通配当7円50銭、記念配当5円00銭となります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築および経営基盤の一層の強化と充実を図るため、代表取締役を複数名選定することができる旨、および取締役に役付取締役として、新たに取締役会長を定めることができる旨を追加するものであります。

それに伴い株主総会および取締役会の招集権者および議長に所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 8. 農産物の加工および販売 (新設) <u>9～25</u> (条文省略)	第2条 8. 農産物の生産、加工および販売 <u>9. 農産物の生産技術に関する調査、研究、開発、指導</u> <u>10～26</u> (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役会長または取締役社長のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が招集し、議長となる。</u> 2. <u>前項の規定により株主総会を招集し、議長となるべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選任する。 2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役 <u>1名以上</u> を選定する。 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u>	第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が招集し、議長となる。</u> 2. <u>前項の規定により取締役会を招集し、議長となるべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員が任期満了となります。つきましては、新任候補2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号 **1** ふみの なおき
文野 直樹 (昭和34年11月29日生)

再任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

昭和55年4月 当社入社
昭和55年10月 取締役就任
昭和60年7月 代表取締役社長就任（現任）

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役として、強いリーダーシップを持って会社を牽引してきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般を担うことが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

取締役在任年数
37年

所有する当社の株式数
896,770株

候補者
番号 **2** なかた ひろやす
仲田 浩康 (昭和39年4月26日生)

再任

**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

平成12年8月 当社入社
平成13年4月 商事部（現食品営業本部）部門長
平成16年4月 トレーディング事業部（現食品営業本部）ゼネラルマネジャー
平成16年6月 取締役就任
平成21年4月 取締役常務執行役員トレーディング（現食品営業本部）本部長
平成24年4月 専務取締役就任（現任）

取締役候補者とした理由

当社の専務取締役として、経営管理体制の強化に大きな貢献を果たしてきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般を担うことが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

取締役在任年数
13年

所有する当社の株式数
89,350株

候補者
番号

3

うえつき
植月

たけし
剛

(昭和47年7月13日生)

再任



取締役在任年数

11年

所有する当社の株式数

52,640株

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成7年4月 当社入社
平成14年4月 マルチフランチャイズ事業部ゼネラルマネジャー
平成17年10月 王将事業部ゼネラルマネジャー
平成18年6月 取締役就任
平成21年4月 取締役執行役員王将（現外食第一）営業本部長
平成24年4月 取締役常務執行役員王将（現外食第一）営業本部長
平成27年1月 取締役常務執行役員管理本部長
平成28年4月 取締役常務執行役員戦略本部長
平成29年4月 取締役常務執行役員外食事業統括兼外食第一営業本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

これまで当社の外食事業部門を統括してきた実績に加え、海外事業、フランチャイズ事業にも精通しており、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者
番号

4

ほし の
星野

はじめ
創

(昭和46年8月12日生)

新任



取締役在任年数

- 年

所有する当社の株式数

12,000株

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成15年6月 当社入社
平成17年4月 トレーディング本部生協営業部（現食品営業本部広域営業部）
ゼネラルマネジャー
平成24年4月 トレーディング（現食品営業本部）本部長
平成28年4月 執行役員食品営業本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

これまで当社の食料品販売部門を統括してきた実績と豊富な営業経験を踏まえ、新たな取締役として適任と判断いたしました。

候補者
番号

5

やまもと
山本

ひろし
浩

(昭和45年9月30日生)

新任



■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成19年 1月 当社入社
平成22年 4月 商品本部商品部ゼネラルマネジャー
平成28年 4月 執行役員商品本部長（現任）

取締役在任年数

- 年

所有する当社の株式数

5,000株

■ 取締役候補者とした理由

これまで当社の生産・購買・物流部門を統括してきた実績と豊富な経験を踏まえ、新たな取締役として適任と判断いたしました。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

ひ さ か ひ ろ か ず
日坂 宏和

(昭和29年9月27日生)

再任



■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和52年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
平成17年6月 みずほ総合研究所株式会社入社
平成26年5月 当社入社
平成26年6月 当社常勤監査役
平成27年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

取締役在任年数

2年

所有する当社の株式数

400株

■ 取締役候補者とした理由

長年勤務した金融機関等で培われた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、引き続き取締役（監査等委員）として適任と判断しました。

候補者
番号

2

に し き み み つ ひ ろ
錦見 光弘

(昭和38年5月13日生)

社外

再任



■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和63年4月 英和監査法人入所
平成2年10月 同所退所
平成3年3月 公認会計士登録
錦見光弘公認会計士事務所代表就任（現任）
平成20年6月 当社監査役就任
平成27年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

取締役在任年数

2年

所有する当社の株式数

2,000株

■ 社外取締役候補者とした理由

公認会計士として豊富な実務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただきたいため、引き続き取締役（監査等委員）をお願いするものであります。

候補者
番号

3

いけだ よしふみ

池田 佳史

(昭和37年8月29日生)

社外

再任



取締役在任年数

2年

所有する当社の株式数

2,000株

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和62年3月 司法試験合格
 平成2年4月 弁護士登録
 栄光総合法律事務所入所
 平成15年1月 弁護士法人栄光 代表社員就任（現任）
 平成21年6月 当社監査役就任
 平成25年6月 株式会社ヤギ 監査役就任（現任）
 平成27年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、引き続き取締役（監査等委員）をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 錦見光弘氏および池田佳史氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 錦見光弘氏および池田佳史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 4. 当会社は、日坂宏和氏、錦見光弘氏、池田佳史氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 5. 当社は、錦見光弘氏および池田佳史氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会の開始の時をもって、平成28年6月28日開催の第39回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 森田豪氏の選任の効力が失効いたしますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

もり た
森田

こう
豪 (昭和53年5月5日生)

社外



■ 略歴（重要な兼職の状況）

平成16年10月 弁護士登録

平成19年4月 弁護士法人栄光・栄光総合法律事務所入所（現在）

■ 補欠の社外取締役候補者とした理由

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

所有する当社の株式数

- 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森田豪氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 森田豪氏が、監査等委員である取締役に就任することとなった場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成28年12月31日をもって取締役を辞任されました日永光氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
日永 光	平成15年 1月 当社入社
	平成24年 6月 取締役就任
	執行役員商品本部長
	平成28年 4月 取締役執行役員管理本部長
	平成28年12月 取締役辞任

以上

1 | 企業集団の現況に関する事項

1 - 1 | 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、前半は新興国の景気悪化や英国国民投票でのEU離脱派勝利を受けて円高、後半は米国の新たな財政政策や利上げへの期待から円安と為替が大きく振れましたが、株式市場は堅調に推移しました。しかし熊本地震や天候不順による原材料価格の高騰が続く一方、人手不足感は強まりながらも実質賃金の伸びはごく小幅で、好況感は薄い状態に終始しました。

一般の消費生活におきましては、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、外食などでの日常型消費は総じて堅調に推移しましたが、所得の頭打ち感が強いほか、生鮮食品の価格高騰もあって節約志向が強く、消費マインドの改善はごく緩やかなものに留まりました。

食品業界におきましては、熊本地震や天候不順などにより各産地が被害を受けた一方、消費者の国産品志向は引き続き強く、各社が原材料調達に苦慮しました。外食市場においては、低価格メニューを増やす動きが見られたほか、24時間営業の取りやめや閉店時間の繰り上げ、非正規労働者への賞与支給や有給休暇付与など、人手不足への対策も目立ちました。

このような状況下、外食事業では次世代業態構築のための直営出店加速と、既存業態での提供価値の多様化に取り組み、食料品販売事業では量販店での拡販イベント増などにより、主力商品である冷凍餃子の拡販に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高が263億4百万円、営業利益が6億7百万円、経常利益が5億71百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億56百万円となりました。

外食事業

Restaurant



■ 売上高 **135億 22百万円**

■ 営業利益 **3億 34百万円**



(注) 第40期より連結計算書類を作成していますので、第39期については、当社単体の数値を記載しております。

外食事業におきましては、新たな価値を創造・提供すべく、新業態ならびに新商品の開発を加速しました。また、既存業態では、加盟各店の店頭セールス向上に取り組み、当社グループからの食材売上の比率向上にも寄与しました。

なお、当連結会計年度におきましては、加盟店31店舗（うち海外12店舗）、直営店18店舗の計49店舗を出店した一方、加盟店23店舗（うち海外3店舗）、直営店5店舗の計28店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の店舗数は、加盟店401店舗（うち海外38店舗）、直営店72店舗の計473店舗（うち海外38店舗）となっております。

また、運営形態変更に伴い1店舗を加盟店から直営店へと変更し、連結決算開始に伴い子会社の運営店舗（直営店）5店舗を含めて記載しております。

以上の結果、外食事業における売上高は、135億22百万円となりました。



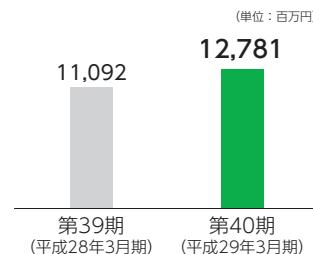
食料品販売事業

Foodstuffs sale



■ 売上高 **127億 81百万円**

■ 営業利益 **5億 13百万円**



(注) 第40期より連結計算書類を作成していますので、第39期については、当社単体の数値を記載しております。

食料品販売事業におきましては、量販各社店頭での拡販イベントを強化し、内製品の主力アイテムである「羽根つき餃子」および冷凍水餃子の販路拡大と既存得意先への出荷量増を推し進めました。

また、商品開発と営業間の連携強化により新商品開発を加速し、新たな内製アイテムである小籠包を発売、当社戦略の主眼であるメーカー機能の強化に努めました。

以上の結果、食料品販売事業における売上高は、127億81百万円となりました。



1 - 2 資金調達等についての状況

(1)資金調達

当連結会計年度におきましては、運転資金および設備投資に充当するため、金融機関から1,400,000千円の短期借入および706,000千円の長期借入による資金調達を行っております。

(2)設備投資

①当連結会計年度中に完成した主要設備

設備名				セグメントの名称	設備の内容	取得価額（千円）
関	東	工	場	外食事業 食料品販売事業	食材加工	546,689
賃	貸	店	舗	外食事業	不動産賃貸	101,600
R Baker川越クリアモール店				外食事業	店舗	81,026

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

該当する事項はございません。

(3)事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当する事項はございません。

(4)他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

該当する事項はございません。

(5)吸収合併（会社以外の者との合併を含む。）または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する事項はございません。

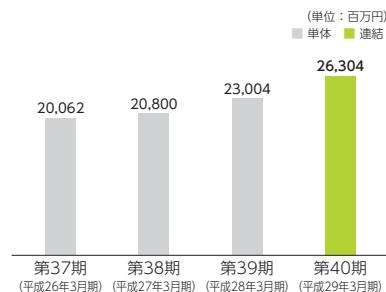
(6)他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当する事項はございません。

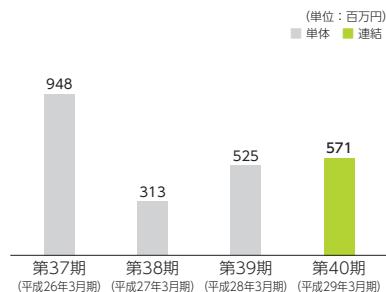
1 - 3 直前三事業年度の財産及び損益の状況

財産及び損益の状況

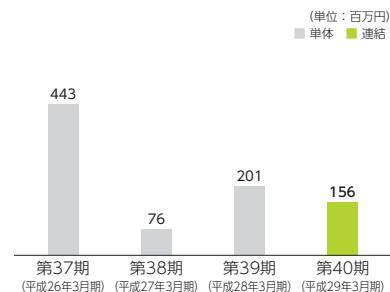
売上高



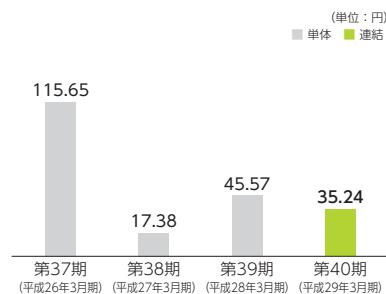
経常利益



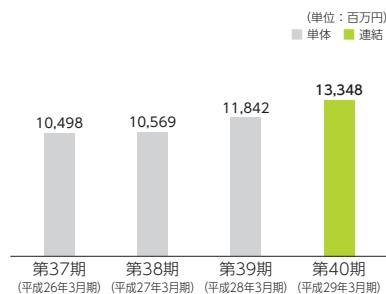
親会社株主に帰属する当期純利益



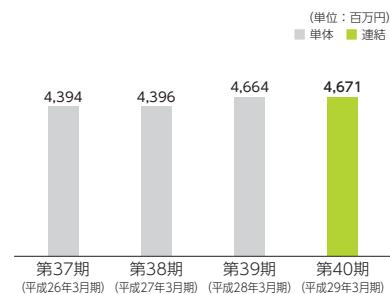
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第37期から第39期については、当社単体の数値を記載しております。

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第37期 (平成26年3月期)	第38期 (平成27年3月期)	第39期 (平成28年3月期)	第40期 (平成29年3月期) [当連結会計年度]
売上高	(千円)	—	—	—	26,304,166
経常利益	(千円)	—	—	—	571,453
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	—	—	—	156,240
1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	35.24
総資産	(千円)	—	—	—	13,348,019
純資産	(千円)	—	—	—	4,671,757

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第37期から第39期までの数値につきましては、記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第37期 (平成26年3月期)	第38期 (平成27年3月期)	第39期 (平成28年3月期)	第40期 (平成29年3月期) [当事業年度]
売上高	(千円)	20,062,315	20,800,571	23,004,689	24,934,704
経常利益	(千円)	948,316	313,577	525,511	656,674
当期純利益	(千円)	443,445	76,104	201,025	133,382
1株当たり当期純利益	(円)	115.65	17.38	45.57	30.09
総資産	(千円)	10,498,267	10,569,522	11,842,220	13,234,675
純資産	(千円)	4,394,570	4,396,330	4,664,564	4,687,557

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

1 - 4 対処すべき課題

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、引き続き緩やかな回復基調で推移すると予想されます。一方で人手不足の問題や将来不安から来る消費者の生活防衛意識の継続など、当社グループにおきましては予断を許さない経営環境が継続するものと思われまます。

食品業界におきましては、健康増進、簡便性といった付加価値を求める声がさらに高まる一方、若年男性を中心に低価格品を求める声は引き続き強いと考えられます。また、年間二千万人に迫る勢いの訪日観光客や、増加が予想される外国人労働者が我が国経済に及ぼす影響はますます大きくなるほか、海外の外食や食品製造企業の日本進出により、食のみならず生活全般でサービスがますます多様化していくと考えられます。

これらの状況を受け当社は、製品開発・製造・販売各機能の連携を軸に、外食事業での新業態開発と既存業態のサービス品質向上、食料品販売事業の新商品開発と既存商品のブラッシュアップを通して、食の多様化に 대응してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1 - 5 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、餃子・ラーメンを主体とした中華料理等の飲食店の経営、飲食店のチェーン展開ならびに各種食品の製造・販売等を主な事業とし、併せてこれらに付帯する業務を営んでおります。

主要事業

外食事業

大衆中華専門店	「大阪王将」
ラーメン専門店	「よってこや」、「太陽のトマト麺」、「ローストビーフ油そばビースト」
カフェ・ベーカリー	「R Baker Inspired by court rosarian」、「コシニール」
その他	

食料品販売事業

1 - 6 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

(1)主要な営業所及び工場

本社	大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
東京ヘッドオフィス	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
関西工場	大阪府枚方市春日北町一丁目10番10号
関東工場	群馬県邑楽郡板倉町泉野二丁目40番5号

(注) 東京ヘッドオフィスは平成29年4月1日より東京都品川区東品川四丁目12番8号に移転しております。

(店舗の状況)

主要事業による分類	店舗数	前事業年度末比増減
大阪王将	357店	0店
ラーメン	48店	+5店
カフェ・ベーカリー	17店	+8店
その他	13店	+4店
海外	38店	+9店

- (注) 1. 店舗数は、平成29年3月31日時点で現に営業を継続している店舗であり、加盟店等を含んでおります。
 2. ラーメンは、「よってこや」、「太陽のトマト麺」、「ローストビーフ油そばビースト」等であります。
 3. カフェ・ベーカリーは、「R Baker Inspired by court rosarian」、「コシニール」等であります。
 4. その他は、「SAPPORO BONE」、「東京餃子酒場」等であります。
 5. 前事業年度末比増減につきましては、イートアンド株式会社(単体)との比較であります。

(2) 使用人の状況

当社および連結子会社の使用人の状況

使用人数 371名

当社の使用人の状況

使用人数 346名（前事業年度比34名増）

平均年齢 34.9歳 平均勤続年数 5.5年

(注) 使用人数は正社員および契約社員の就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）を除きます。
なお、使用人兼務取締役は含まれておりません。

1 - 7 重要な子会社の状況

重要な子会社および関連会社の状況（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権の 所有割合 (%)	主要な事業の内容
(連結子会社) 株式会社ナインブロック	千円 10,000	91.3	食料品販売事業
フードランナー株式会社	千円 40,000	100.0	外食事業
株式会社A&B	千円 25,500	90.0	外食事業
(持分法適用関連会社) EAT & INTERNATIONAL (H.K.) CO.,LIMITED	千香港ドル 11,500	49.0	外食事業
E&G FOODS CO.,LTD.	千韓国ウォン 1,000,000	50.0	外食事業
Osaka Ohsho (Thailand) Company Limited	千タイバーツ 22,000	49.0	外食事業

(注) 「主要な事業の内容」欄には、セグメント別の名称を記載しております。

1 - 8 主要な借入先及び借入額 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	860,000千円
株式会社みずほ銀行	651,250千円
株式会社三井住友銀行	190,000千円
株式会社りそな銀行	20,000千円

1 - 9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2 | 株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,435,245株
(注) ストックオプション権利行使により、発行済株式の総数は1,900株増加しております。
- (3) 株主数 10,516名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
文野 直樹	896,770株	20.22%
有限会社ストレート・ツリー・エフ	615,000	13.87
株式会社ソウ・ツー	240,000	5.41
イートアンド社員持株会	109,585	2.47
サントリー酒類株式会社	102,000	2.30
仲田 浩康	89,350	2.01
森 孝裕	88,500	2.00
文野 弘美	66,300	1.49
植月 剛	52,640	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	46,300	1.04

(注) 持株比率は、自己株式 (358株) を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3 | 当社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概況

名 称	第5回新株予約権
新株予約権の数	330個
保有人数 当社取締役	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 33,000株
新株予約権の発行価額	3,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,070円
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成30年7月17日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成27年3月期の経常利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書における経常利益をいい、以下同様とする。）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割当てられた新株予約権のうち、当該各号に定められた割合の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(i) 平成26年3月期の経常利益が800百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の10%</p> <p>(ii) 平成26年3月期の経常利益が945百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の30%</p> <p>(iii) 平成26年3月期及び平成27年3月期の経常利益が共に945百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p> <p>② 本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の65%を下回った場合は、その日以降、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

4 | 会社役員に関する事項

4 - 1 当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
文野直樹	代表取締役社長	
仲田浩康	専務取締役	
植月剛	取締役常務執行役員戦略本部長	
日坂宏和	取締役（監査等委員・常勤）	
錦見光弘	取締役（監査等委員）	
池田佳史	取締役（監査等委員）	株式会社ヤギ 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）錦見光弘氏および池田佳史氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）日坂宏和氏は、金融機関等における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）錦見光弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、株式会社ヤギの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
6. 当社は、取締役（監査等委員）錦見光弘氏および池田佳史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 平成29年4月1日付で、以下の役員人事を行っております。

氏名	新役職	旧役職
植月剛	取締役常務執行役員 外食事業統括兼外食第一営業本部長	取締役常務執行役員 戦略本部長

4 - 2 当事業年度中の役員の変動

① 就任

該当する事項はありません。

② 退任

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	辞任年月日
日 永 光	取締役執行役員 管理本部長		平成28年12月31日

(注) 取締役日永光氏は、平成28年12月31日付で一身上の都合による辞任により退任しております。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の変動

氏名	新役職	旧役職	異動年月日
植 月 剛	取締役常務執行役員 戦略本部長	取締役常務執行役員 管理本部長	平成28年4月1日

4 - 3 常勤監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、3名の監査等委員の内1名を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員は、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場の実査等を行うこととしており、これらの情報を監査等委員全員で共有化することを通じて、監査等委員会における審議を実効的なものとしております。

4 - 4 役員報酬等の総額（当事業年度に係る役員報酬等の総額）

	支給人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	4名	172,498千円
取締役（監査等委員）	3名	14,990千円
合 計	7名	187,488千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第38回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
 3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第38回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
 4. 取締役（監査等委員）の報酬等の額には、社外取締役2名に対する報酬等の額6,120千円を含めております。

4 - 5 社外取締役の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	錦 見 光 弘	当事業年度に開催された全ての取締役会および監査等委員会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経営ならびに会計に対する発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	池 田 佳 史	当事業年度に開催された全ての取締役会および監査等委員会に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

4 - 6 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。

本契約は、業務執行取締役でない取締役が、任務懈怠により会社に対して損害賠償をする場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無い場合の責任を予め定めた額の範囲内とすることができる契約であります。本契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5 | 会計監査人に関する事項

5 - 1 会計監査人の名称

東陽監査法人

5 - 2 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

5 - 3 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5 - 4 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

5 - 5 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はございません。

5 - 6 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出致します。

6 | 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社事業を持続的に発展させ企業価値を高めるために内部統制システムを整備、運用することが経営上の重要な課題であると認識し、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、会社の内部統制にかかる体制全般について、次のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「コンプライアンス規程」を制定し、取締役自ら遵守すること、及び全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
- ②「取締役会規則」に基づき、毎月取締役会を開催する。
- ③「取締役会規則」において、経営計画・予算に関する事項等の取締役会で付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定する。
- ④監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行を監督する。
- ⑤社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、一切の関係を遮断するとともに、弁護士・警察等とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応を行うものとする。
- ⑥「内部通報者保護規程」により、社員等からの通報並びに相談を受け付ける窓口を顧問弁護士及び管理本部に設置し、取締役の法律違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定める。
- ⑦「関係会社管理規程」に基づき、関係会社を管理する各事業担当本部長は関係会社の業務の適正を確保するための体制整備を指導する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及び子会社における緊急事態発生時の役員・社員等の危機対応手順を定め、緊急事態に起因する損失の発生を抑止し、もしくはこれを最小限にとどめることを目的として「危機管理規程」並びに「危機管理対応マニュアル」を定め、運用する。

- ②「危機管理規程」に基づいて「危機管理委員会」を設置し、必要に応じて開催する。
- ③取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4)取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに加え、意思決定の迅速化のために「経営執行会議」を原則毎週開催し、経営執行会議付議事項、経営管理全般に関する事項について協議・決議を行うものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限規程・職務権限表に則った決定を行う体制とする。
- ③当社は、子会社に対し当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を指導する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①Our Mission、10スピリッツ、ミッションステートメント等の実際の運用と徹底を行う体制の整備に努める。
- ②「コンプライアンス規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
- ③法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「内部通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備に努める。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の関係会社の管理は、各事業担当本部長が統括する。各事業担当本部長は、関係会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するとともに、関係会社の管理の推進状況を定期的に管理本部長に報告し、管理本部長は必要に応じて取締役会に報告する。
- ②監査等委員と内部監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。また必要に応じて取締役会に報告する。

(7)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。

(8)前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

- ①監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）及びその他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- ②当該使用人の人事異動に係る事項の決定には監査等委員会の同意を必要とする。

(9)監査等委員会への報告に関する体制及び報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査等委員に報告することとし、職務執行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。
- ②子会社の取締役・監査役及び使用人（以下「子会社の役職員」という）は、監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ③子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員に報告する必要があると判断した事項について、直接または間接的に監査等委員に報告することが出来る。
- ④監査等委員に報告を行った取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

(10)その他の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ①監査等委員は内部監査室及び監査法人と情報の交換を行うなど連携を保ちつつ監査を実施する。
- ②監査等委員は代表取締役社長と定期的に意見交換の場を設け、適正な監査の実現に努める。
- ③当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。
- ④監査等委員は、取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対して業務執行に関する必要な事項の調査・説明を求めることが出来る。調査・説明を求められた取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、速やかに適切な調査・説明を行わなければならない。

(11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ①当社は、金融商品取引法及びその他の法令等の定めに基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規則」等の諸規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、執行役員以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営執行会議も38回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

(2) 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は当事業年度において監査等委員会を15回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営執行会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務遂行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 子会社における業務の適正の確保について

子会社に関して、当社の取締役会において月次決算報告書等の報告を行うことで、その営業活動等を把握し、また一定基準に該当する重要事項については、子会社における機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

また、監査等委員は内部監査室等と連携し、子会社を含む当社グループの業務の効率化、適法性及び妥当性の監査を行っております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

取締役・使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、「内部情報管理および内部取引規制に関する規程」を整備し、業務プロセスにおける適正性が確保されています。

また、災害、及び事故管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修等を実施し、不測の事態に備えております。

(5) 反社会的勢力排除の基本方針について

反社会的勢力による被害を防止し、関係を遮断するため、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを実施しております。

また、必要に応じて弁護士、警察等と連携し、組織的に対応します。

本事業報告中の記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		26,304,166
売上原価		16,051,432
売上総利益		10,252,734
販売費及び一般管理費		9,645,418
営業利益		607,316
営業外収益		
受取利息	504	
受取配当金	697	
受取手数料	3,313	
その他	2,080	6,596
営業外費用		
支払利息	8,749	
持分法による投資損失	32,023	
その他	1,687	42,460
経常利益		571,453
特別利益		
投資有価証券売却益	104,357	104,357
特別損失		
固定資産除売却損	56,705	
店舗閉鎖損失	54,857	
減損損失	191,829	
その他	13,496	316,888
税金等調整前当期純利益		358,921
法人税、住民税及び事業税	277,466	
法人税等調整額	△75,479	201,987
当期純利益		156,934
非支配株主に帰属する当期純利益		693
親会社株主に帰属する当期純利益		156,240

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	959,022	891,458	2,695,437	△442	4,545,475
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,052	1,052			2,105
剰余金の配当			△66,494		△66,494
親会社株主に帰属する 当期純利益			156,240		156,240
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	1,052	1,052	89,746	－	91,851
当期末残高	960,074	892,510	2,785,183	△442	4,637,326

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	48,801	21,605	70,406	1,634	6,761	4,624,277
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						2,105
剰余金の配当						△66,494
親会社株主に帰属する 当期純利益						156,240
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△45,913	935	△44,977	△87	693	△44,372
当期変動額合計	△45,913	935	△44,977	△87	693	47,480
当期末残高	2,888	22,540	25,428	1,546	7,454	4,671,757

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		24,934,704
売上原価		15,531,649
売上総利益		9,403,054
販売費及び一般管理費		8,746,731
営業利益		656,323
営業外収益		
受取利息	1,119	
受取配当金	697	
受取手数料	5,416	
その他	1,501	8,735
営業外費用		
支払利息	7,063	
その他	1,321	8,384
経常利益		656,674
特別利益		
投資有価証券売却益	104,357	104,357
特別損失		
固定資産除売却損	56,705	
店舗閉鎖損失	54,857	
貸倒引当金繰入	103,471	
減損損失	191,829	
その他	28,439	435,302
税引前当期純利益		325,728
法人税、住民税及び事業税	267,824	
法人税等調整額	△75,479	192,345
当期純利益		133,382

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	959,022	891,458	891,458	16,875	450,000	2,297,215	2,764,090	△442	4,614,128
当期の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,052	1,052	1,052						2,105
剰余金の配当						△66,494	△66,494		△66,494
当期純利益						133,382	133,382		133,382
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	1,052	1,052	1,052	—	—	66,888	66,888	—	68,993
当期末残高	960,074	892,510	892,510	16,875	450,000	2,364,103	2,830,978	△442	4,683,122

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	48,801	48,801	1,634	4,664,564
当期の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				2,105
剰余金の配当				△66,494
当期純利益				133,382
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△45,913	△45,913	△87	△46,000
当期変動額合計	△45,913	△45,913	△87	22,992
当期末残高	2,888	2,888	1,546	4,687,557

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

イトアンド株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 清水和也 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川越宗一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イトアンド株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イトアンド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

イトアンド株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水和也 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川越宗一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イトアンド株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

イトアンド株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 日坂宏和 ㊟

監査等委員 錦見光弘 ㊟

監査等委員 池田佳史 ㊟

以上

大阪王将羽根つき餃子 3年連続モンドセレクション金賞受賞 日本食糧新聞社「食品ヒット大賞」受賞



3年連続モンドセレクション金賞受賞

国際的な食品品評会<2017年度モンドセレクション>において、当社は「大阪王将羽根つき餃子」を出品し、2015年以來、3年連続となる金賞を受賞いたしました。

これにより、3年連続で金賞以上を受賞した商品に付与される『国際優秀品質賞（インターナショナル・ハイクオリティ・トロフィー）』も同時受賞となりました。

平成28年度（第35回）日本食糧新聞社「食品ヒット大賞優秀ヒット賞」受賞

日本食糧新聞社主催にて毎年1回、前年度の食品界でもっともヒットした製品を全国100社を超えるモニター企業からの推薦により選考される<食品ヒット大賞>において、当社の「大阪王将 羽根つき餃子」が優秀ヒット賞（チルド食品・フローズン食品部門）を受賞いたしました。

「大阪王将 羽根つき餃子」は水いらず、油いらずの簡単調理を特徴としており、パリパリ食感を追求して羽根まで美味しく仕上げた商品です。キメ細やかで冷めても美味しくお召し上がりいただけます。

また、具材もすべて国産を使用しており、安全安心を食卓へお届けしております。

女性による商品開発チーム”DIP”

女性目線から新しい食のトレンドを発信

イートアンドでは社内の女性による商品開発チーム「デリシャス・インベンション・プロジェクト (DIP)」を発足させ、女性目線のアイデアを積極的に取り入れる風土づくりに取り組んでいます。共働き家庭の増加により、女性の活躍はますます期待されており、企業や社会全体を活性化する大きな力となっています。また、購買決定権を持っている女性の意見を反映させることで、ヒット商品の開発に繋げることを目的とし、ポジティブな組織づくりを推進しています。

女性自身が見たい、食べたい食品・飲料を選ぶ、食の一大イベント「FOODEX美食女子」グランプリへ昨年に引き続き出品をいたしました。5回目となる今年からは、食に精通した「美食女子」に加え女性バイヤーが審査員になり、カテゴリーも4部門に拡大され、より注目を集める大会でみごと受賞いたしました。

2017年3月7日（火）に発表された【「FOODEX美食女子」グランプリ2017】において、『大阪王将ぶるもちえび水餃子』が「ミール部門」で金賞を受賞、また『大阪王将2色のぶるもちスイーツ』が「ママの愛部門」で銀賞を受賞いたしました。

■ 「FOODEX 美食女子」グランプリ2017「ミール部門」

◎受賞商品：『大阪王将ぶるもちえび水餃子』



■ 「FOODEX 美食女子」グランプリ2017「ママの愛部門」

◎受賞商品：『大阪王将2色のぶるもちスイーツ』



よってこや創業20周年 太陽のトマト麺創業10周年



伝統の鶏ガラとんこつスープを特徴としており、2016年12月～2017年3月にかけては創業20周年メニューとして「よってこや史上最高の麴極まる味噌ラーメン」など4ヶ月連続月替りにて提供いたしました。

1997年4月「京都屋台の味」をコンセプトに創業いたしました「よってこや」が20周年を迎えました。

新しいのに懐かしい、そんな店舗を具現化させるべく店舗ごとにデザインやコンセプトを変え店舗展開しております。

看板メニューである「鶏ガラとんこつラーメン」は関東の鶏ガラの甘みと九州のとんこつのコクを融合した京都



から「歳をとるとスープがねえ」ラーメンブームを支えた現代の中老年の方から聞こえてくるこんな声に応えるべく、今までにないイタリアンとラーメンの融合。単に目新しいだけでなく、その美味しさと斬新な発想で常識を覆す健康志向のフレッシュなラーメン店です。

2006年6月 ラーメン業態「太陽のトマト麺」1号店（錦糸町本店）を開店してから10周年を迎えました。

「食」は“人を良くする”と書くとおり、美味しく楽しくなきゃダメなんじゃないか？食べたいものを食べながら少しでも体にいいことはできないか？こんな発想から今までのラーメン店の常識を変えようと全く新しい“トマトラーメン”を作りました。

「ラーメンは好きだけど体に悪いから」



株主総会会場ご案内図

開催場所

大阪市北区堂島一丁目5番25号
ホテル エルセラーン大阪 5階
TEL 06-6347-1484



交通のご案内

- ▶ JR「大阪駅」…………… 徒歩8分
- ▶ JR東西線「北新地駅」…………… 徒歩5分
- ▶ 阪神「梅田駅」…………… 徒歩8分
- ▶ 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」… 徒歩5分
- ▶ 京阪中之島線「渡辺橋駅」…… 徒歩5分

※ 当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。



株主懇親会中止のお知らせ

株主総会終了後、例年開催しておりました株主懇親会ですが、株主様の安全を鑑み、昨年に引き続き開催いたしませんこと、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。